**予防接種を受ける前の一般的注意 ～必ずお読みください～**

|  |  |
| --- | --- |
| **１** | 高齢者等帯状疱疹予防接種は、**自らの意思で接種を希望される方のみに実施します。**  この文書をよく読み、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。 |
| **２** | **予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。**  （個人情報の保護）  予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、七宗町が行う高齢者等帯状疱疹予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはありません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。 |
| **３** | **予防接種を受けることが出来ない方**   1. 接種当日、明らかに発熱のある方（一般的に体温が３７．５℃以上の発熱） 2. 重篤な急性疾患にかかっている方   （注意）急性の病気で薬を飲む必要のあるような方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるのでその日は見合わせることが原則です。  ③ 帯状疱疹ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方  ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合  **※【生ワクチン】乾燥弱毒生水痘ワクチン（ビケン）は、病気や治療によって、免疫が低下している方は接種出来ません。（【組換えワクチン】乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（シングリックス）は、免疫の状態に関わらず接種可能です。）** |
| **４** | **予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談することが必要な方**  【生ワクチン】乾燥弱毒生水痘ワクチン（ビケン）  輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後３か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後６か月以上置いて接種してください。  【組換えワクチン】乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（シングリックス）  筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。  ○心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方  ○予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方  ○けいれんを起こしたことがある方  ○免疫不全と診断されている方  ○近親者に先天性免疫不全症の方がいる方  ○帯状疱疹ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方  **○治療中・経過観察中の病気（慢性疾患等）がある方で『病気の治療を受けている主治医』と『予防接種を受ける医療機関の医師』が異なる場合は、接種に出かける前に、病気の治療を受けている主治医に「高齢者等帯状疱疹予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。**  ＜続きます＞ |
| **５** | **他のワクチンとの同時接種・接種間隔**  ①いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、イ**ンフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能**です。  ②【生ワクチン】乾燥弱毒生水痘ワクチン（ビケン）については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。  ③最近、ウイルス性疾患等に罹患した場合は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必要な場合もあります。 |
| **６** | **予防接種を受けた後の一般的な注意事項**  ①予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に、接種直後30分以内は、急な副反応が起きることがありますので安静にし、医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。  ②注射部分は清潔を保つようにしてください。接種当日の入浴は差し支えありません。  ③接種当日は普段通りの生活をしても構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。  ④高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。 |
| **７** | **予防接種の副反応**  （同封のリーフレット裏面「◎ワクチンの安全性」をご確認ください。）  **予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐（おうと）を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。** |
| **８** | **予防接種による健康被害救済制度**  ①定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。  ②健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。  ※その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に支給を受けることができます。  ※予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね２分の１（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。  ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師又は健康福祉課健康係（生きがい健康センター）へご相談ください。 |
| **９** | 気にかかることや不明な点があれば、予防接種を受ける前に医師や健康福祉課健康係（生きがい健康センター）にご相談ください。 |